（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

２　令和二年度及び令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

３　令和四年度及び令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　令和二年度分の地方交付税に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第七条の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十五条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二十六条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三百四十三条第五項」を「第三百四十三条第六項」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第二十七条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改め、同条第三項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第七十一条の二十二」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第十六条第一項中「第七十一条の二十二」を「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第三十四条第三項中「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」を削る。

第三十八条第一項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に掲げる連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に掲げる連結子法人をいう。以下この条において同じ。）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）」及び「又は連結法人税額（地方税法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額（地方税法第七十二条の十八に規定する個別所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同条第二項中「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第五十五条の四第五項の項を削り、同条第三項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項及び第三百二十一条の十一の三第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五十一項に改め、同条第六項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第八項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第十一項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第七十一条の二十二」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第十六条第一項中「第七十一条の二十二」を「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第三十四条第三項中「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」を削り、同条第十一項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」を削る。

第三十八条第一項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に掲げる連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に掲げる連結子法人をいう。以下この条において同じ。）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）」及び「又は連結法人税額（地方税法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額（地方税法第七十二条の十八に規定する個別所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同条第二項中「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第五十五条の四第五項の項を削り、同条第三項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項及び第三百二十一条の十一の三第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五